

広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル方式手続開始の公示

次のとおりプロポーザル方式による設計業務受託者選定手続の開始を公示する。

令和6年5月21日

広島市長 松井 一實

1 プロポーザルの目的

広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務について、より優れた設計者を選定するとともに選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を求め、この業務に最も適した設計者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務

(2) 業務内容

かつての学都広島としての歴史を象徴する建物であり、また、被爆建物である広島大学旧理学部1号館について、「平和に関する『知の拠点』の整備に係る基本計画～広島大学旧理学部1号館の保存・活用～」に基づき、「被爆建物としての適切な保存」と「平和に関する研究等の拠点としての活用」を図り、平和に関する「知の拠点」として再生するための施設整備に係る基本・実施設計を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

3 参加資格（参加表明書を提出できる者の資格要件）

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）は、(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

また、参加表明者が設計共同体の場合には、全ての構成員が(1)から(4)までに掲げる要件を全て満たすとともに、構成員の1者以上が(5)に掲げる要件を全て満たし、設計共同体が(6)に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されている者であること。

なお、参加表明書提出時に当該種目に関して令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として登録されていない者は、担当課が参加資格審査を行い、競争入札参加資格者と同等の資格を有していると認められる場合は、令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として当該登録種目に登録されていることとみなす。ただし、この参加資格審査申請は、この業務に対してのみ有効とする。

- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (3) 他の参加表明者の構成員や協力事務所として、本プロポーザルに参加していないこと。
- (4) アからオに掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条に該当していないこと。
- イ 公示の日から参加表明書の提出日までのいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 次のいずれにも該当していないこと。
- (ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (イ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
- エ 他の参加表明者のうちに、次に掲げる資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資本的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。
- (ア) 親会社と子会社
- (イ) 親会社が同一である子会社
- (ウ) 代表権を有する者が同一である会社
- (エ) 役員等が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- (カ) 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社
- (キ) 上記(ア)から(カ)までが複合した関係にある会社
- (ク) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり審査の適正さが阻害されると認められる会社
- (ケ) 社員が他の会社の事務や営業に関わっており審査の適正さが阻害されると認められる会社
- (コ) その他審査の適正さが阻害されると認められる会社
- オ 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第 28 条第 1 号及び第 2 号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。
- (ア) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

- (イ) 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者
- (ロ) 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
- (エ) 1 カ月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
- (オ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- (5) 鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りの建築物（住宅・工場等^{*}を除く。）について、次のア及びイに係る業務を履行した実績を有していること。ア及びイの履行実績に係る建築物は同一、別々を問わない。
 - ア 過去 15 年間（平成 21 年 4 月 1 日から公示日までをいう。）に元請として完成・引渡しが完了した建築物に係る延べ面積 1,600 平方メートル以上の新築、増築又は改築（増築又は改築の場合は当該部分の面積とする。）に係る設計
 - イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適用以前に建築された建築物で、新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以降に元請として完成・引渡し完了した耐震改修に係る設計

^{*}住宅・工場等とは、共同住宅、工場、車庫、倉庫、駐車場その他これらに類するものとする。
- (6) アからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 構成員の数が 2 者となる設計共同体であること。
 - イ 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が過半であること。
 - ウ 構成員の出資比率は、業務分担率に準じていること。
また、各構成員の業務分担率は、30%以上とすること。

4 手続等

(1) 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市企画総務局行政経営部行政経営課（本庁舎 9 階）
電話：082-504-2043
電子メール：gyousei@city.hiroshima.lg.jp

(2) プロポーザルに関する資料の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

公示日から令和 6 年 6 月 7 日（金）まで

イ 入手方法

本市ホームページ（トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ ページ右の「令和6年度 方式・案件名」→「【公募型プロポーザル（WTO）】広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務」）からのダウンロードを原則とする。

ただし、これにより難しい場合は、次のとおり交付に係る申込受付を行う。

(7) 交付場所・申込先

上記(1)に同じ。

ただし、上記交付期間の広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日8時30分から17時15分まで（上記交付期間の最終日は16時まで）とする。

(4) 郵送を希望する場合

上記(1)の担当課に事前に連絡を行った上で、切手を貼付し、送付先の宛先を記入した返信用封筒を送付すること。（返信用封筒は6月3日（月）必着）

なお、送付する資料は日本産業規格A列4番65枚程度、A列3番3枚程度（合計290g程度）。

(3) 参加表明書及び技術提案書の受付期間等

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下の受付期間内に提出すること。

ただし、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（市の休日を除く。）とし、郵送の場合は各受付期間の最終日必着とする。

ア 参加表明書の受付期間

令和6年5月28日（火）から令和6年6月7日（金）まで

イ 技術提案書の受付期間（技術提案書の提出者として選定された者に限る。）

技術提案書の提出者の選定結果通知日の翌日から令和6年7月29日（月）まで

(4) プロポーザル説明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問内容（本件プロポーザルに係る各種資料、様式その他業務の受託を検討する上で必要な事項に限る。）を質問書（様式14）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで上記(1)の担当課へ提出し、提出した旨を電話連絡すること。

なお、質問書には、提出者の担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併記すること。

イ 質問の受付期間

令和6年5月21日（火）から令和6年5月27日（月）まで

ただし、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

ウ 質問に対する回答は、令和6年6月3日（月）（予定）に本市ホームページ上（上記(2)のページ）に掲載する。

(5) 参加資格審査申請の受付期間等

上記 3-(1)の令和 5・6 年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として登録されていない者については、持参又は郵送（書類郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下の受付期間内に申請書等を提出すること。

また、参加資格審査に時間を要することを踏まえ、可能な限り速やかに上記(1)の担当課に提出すること。

ア 受付期間

公示日から令和 6 年 5 月 28 日（火）

ただし、持参する場合は受付期間の 8 時 30 分から 17 時 15 分（市の休日を除く。）までとし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

イ 申請書の様式等の配付方法

原則、電子データにより配付する。

※申請希望者は、上記(1)の担当課への電話又は電子メールにより申請書の様式等の配付申込を行うこと。

ウ 主な提出書類

履歴事項全部証明書（法人）、身分証明書及び誓約書（個人）、技術者経歴書、決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の写し等）など

5 その他

- ・ 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 本業務の受託者又は当該受託者と資金的関係若しくは人的関係がある建設業者は、本件工事の入札に参加できない。
- ・ その他詳細は、プロポーザル実施要領のとおりとする。

6 Summary

- (1) Contract details:
Basic and execution design for building a peace-related Knowledge Base on the site of the former Hiroshima University main campus
- (2) Contract period:
From the start of the contract through November 30, 2026
- (3) Fulfillment location:
Higashi-senda-machi, Naka-ku, Hiroshima City
- (4) Submission deadline for indication of intention to participate in the bidding:
Friday, June 7, 2024
- (5) Submission deadline for technical proposal:
Monday, July 29, 2024

- (6) Contact point:
Administration Management Division
Administration Management Department
Planning and General Affairs Bureau
The City of Hiroshima
1-6-34 Kokutaiji-machi, Naka-ku, Hiroshima City
730-8586 Japan
Tel: 082-504-2043